

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金) 第 502 号 の 11



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則 (※) (学事法制課取扱い) 1
- 鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (雇用労政課取扱い) 2
- 鹿児島県契約規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 2

告 示

- 鹿児島県医師確保計画の変更 (医師・看護人材課取扱い) 3

規 則

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第18号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学学則 (平成 6 年鹿児島県規則第66号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 (1) の表, 別表第 1 の 1 (2) の表, 別表第 1 の 2 (1) の表, 別表第 1 の 2 (2) の表, 別表第 1 の 3 (1) の表及び別表第 1 の 3 (2) の表中「法学概論」を「法学」に,

「	生涯スポーツ実習 I		1		を
	生涯スポーツ実習 II		1		」
「	生涯スポーツ実習		1		に改め, 別表第 1 の 4
	生涯スポーツ実習 I		1		を
の表中	生涯スポーツ実習 II		1		」
「	生涯スポーツ実習		1		に改める。

附 則

- 1 この規則は, 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については, 改正後の鹿児島県立短期大学学則別表第 1 の規定にかかわらず, なお従前の例による。ただし, 第一部の文学科, 生活科学科及び商経学科の授業科目である法学並びに第一部の文学科, 生活科学科及び商経学科並びに第二部商経学科の授業科目である生涯スポーツ実習 (改正前の鹿児島県立短期大学学則別表第 1 に定めるところにより, 法学概論の単位を修得した者にあつては第一部の文学科, 生活科学科及び商経学科の授業科目である法学を, 生涯スポーツ実習 I 及び生涯スポーツ実習 II の単位を修得した者にあつては第一部の文学科, 生活科学科及び商経学科並びに第二部商経学科の授業科目である生涯スポーツ実習を除く。)については, 改正後の学則別表第 1 に定めるところにより, 当該者も履修することができる。

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第19号

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職業訓練支給規則（昭和41年鹿児島県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中 「申請者 住所 氏名」を

個	人	番	号

に、

「(1) 氏 名」を「(1) ふりがな 氏 名」に改める。

別記第 1 号様式の 3 中「申請者氏名」を

個	人	番	号

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第20号

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則

鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「次号」の次に「並びに第33条の 3 第 1 号及び第 2 号」を加える。

第12条第 9 項に次のただし書きを加える。

ただし、別に定めるところにより入札書の押印を省略した場合にあつては、署名をもつて訂正印の押印に代えることができる。

第19条第 2 項に後段として次のように加える。

これらの場合において、別に定めるところにより入札書の押印を省略したときは、署名をもつて落札者若しくはその代理人又は契約担当者の押印に代えることができる。

第33条の 3 第 1 号中「政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号。次号において「勅令」という。）」を「勅令」に改める。

別記第 3 号様式その 4（その他用）に備考として次のように加える。

備考 必要があるときは、適宜補正して使用するものとする。

別記第 5 号様式 8 の項第 4 号中「付さずに」の次に「（入札書の押印を省略した場合は、入札者（代理入札の場合は代理人）の署名をすることなく）」を加え、同様式12の項の次に次の 1 項を加える。

- 13 入札書及び代理委任状の押印 入札書及び代理委任状の押印を省略しようとするときは、省略について 入札前に本人の写真の表示のある身分証明書（個人番号カード、運転免許証等）で入札者（代理入札の場合は代理人）の本人確認を行う。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第297号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第1項の規定により，鹿児島県医師確保計画（令和2年3月31日鹿児島県告示第335号をもって公示）の全部を別冊のとおり変更し，令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

（「別冊」は，省略し，鹿児島県くらし保健福祉部医師・看護人材課，各地域振興局保健福祉環境部健康企画課，地域振興局保健福祉環境部の各支所，各支庁保健福祉環境部健康企画課及び支庁の各事務所並びに鹿児島市保健所に備え置いて縦覧に供する。）